International Student Guide

外国人留学生ガイド

2025年度　学年暦

春学期

2025年　4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

4/1(火)　春学期開始
4/5(土)　春学期授業開始

2025年　5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

5/5(月)子どもの日
5/6(火)振替休日

2025年　6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025年　7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

7/22(火)　春学期授業終了
7/23(水)～7/30(水)春学期試験期間
7/31(木)予備日
≪未定≫修了式、補講日

2025年　8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

8/1(金)～9/20(土)　夏季休業

授業日
授業なし
定期試験
補講日
予備日

秋学期

2025年　9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

≪未定≫　春学期成績発表日
留学生歓迎会

9/20(土)　春学期終了
9/21(日)　秋学期開始
9/21(日)　秋学期授業開始

2025年　10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2025年　11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

≪未定≫学園祭期間
11/4(火)大学創立記念日

2025年　12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

12/24(水)　土曜日の振替授業日
12/25(木)　月曜日の振替授業日
12/26(金)～1/6(火)　冬季休業

2026年　1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1/7(水)　授業再開
1/12(月)　成人の日
1/20(月)　秋学期授業終了
1/21(火)　補講日
1/22(木)～1/29(木)　秋学期試験
1/30(金)　予備日
≪未定≫　修了式・歓送会

	授業日
	授業なし
	定期試験
	補講日・振替
	予備日

※2月・3月に授業はありません。

※大学院科目を履修する場合は、学年暦が異なる場合がありますので、ご注意ください。

目次

日本在留中の諸手続

在留資格----------1
住居地に関する届出----------4
国民健康保険----------5
国民年金----------7
マイナンバー制度----------7
各キャンパスの最寄の市役所----------11
在留手続----------12
再入国に関する手続----------13
出入国在留管理局へのアクセス----------14
在留資格に関するＱ＆Ａ----------14

学生生活

学生生活の基礎知識----------15
健康管理----------22
学生教育研究災害傷害保険----------24
相談窓口----------26
その他----------27

緊急時の対応

交通事故発生時の対処----------28
地震・火災の際の行動----------29
防災情報について----------32

キャンパスマップ----------34

日本在留中の諸手続

在留資格

在留資格

在留資格とは、外国人が日本に入国・在留して行うことができる活動等を類型化したもので、法令によって定められています。日本に上陸しようとする外国人は、一定の在留資格に該当することの審査を受けなければなりません。また、日本に在留する外国人は、原則として、一定の在留資格をもって日本に在留するものとされています。

本学に在学する外国人留学生のほとんどは、「留学」という在留資格を与えられています。これは、日本の大学等の教育機関で教育を受ける活動を行う外国人を対象にした在留資格です。

在留資格の種類によっては、就労活動（アルバイトなど）が禁止されているものもあります。「留学」の在留資格もこれに該当します。ただし、「資格外活動許可」を取得すれば、定められた範囲内で就労活動を行うことも可能です。

在留期間

在留期間とは、在留資格を与えられた外国人が日本に滞在することのできる期間です。つまり、在留期間の満了日までは、適法に日本に滞在することができます。在留期間の満了日を経過した後も日本に滞在し続けた場合は、不法滞在となり、最悪の場合、退去強制を命じられます。

「留学」の在留資格の場合、在留期間は、卒業までの所要年数、成績、生活状況などを考慮して決定されます。成績や生活状況が悪いと、在留期間が短くなったり、在留期間の更新が認められなくなります。学生生活においては、学業を主として、各々の活動に十分注意してください。

在留カード

３ヶ月を越える在留期間を決定された外国人には、「在留カード」が交付されます。在留カードの表面には、氏名、生年月日、性別、国籍、住居地のほか、在留資格、在留期間、在留期間の満了日などが記載されています。前述のとおり、在留期間の満了日を経過した後も日本に滞在し続けた場合は、不法滞在となりますので、在留期間の満了日には特に注意してください。なお、交換留学生等は在留カードに記載の在留期間が残っていたとしても、留学を修了するセメスターの終了日までには必ず帰国して下さい。（春学期：9月

20日、秋学期：3月31日）

（在留カード表面）

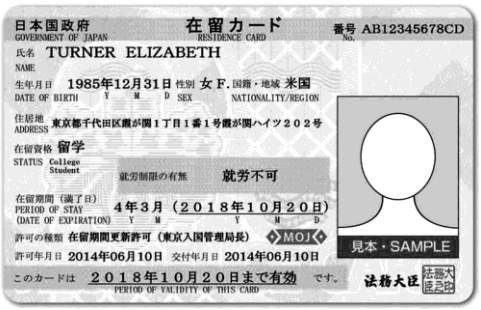

（在留カード裏面）

※出入国在留管理局HPより引用

在留カードの裏面には、転居した場合の住居地の記載や、資格外活動許可を取得した場合のスタンプ、在留期間更新許可申請中のスタンプなどが捺印されます。

なお、在留カードが交付された外国人は、法令上、在留カードの携帯義務があります。在留カードを携帯していないと、在留カード不携帯罪になりますので、在留カードは常に携帯してください。

大学における在留に関する手続き

関西大学では、「出入国管理及び難民認定法第19条の17」および文部科学省からの「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理等について（通知）」に基づき、外国人留学生の在留資格や在籍状況、資格外活動等を管理しています。

以下の（1）～（2）の手続きを必ず行ってください。

(1) 在留報告（在留カード情報登録）

大学入学時および在留手続後に、以下の書類（JPEGまたはPNG）をWeb申請（P.4参照）より提出してください。

［入学時］

1．在留カード表面
2．在留カード裏面
3．旅券（パスポート）※顔写真のページ

［在留手続後］

1．在留カード表面
2．在留カード裏面

(2) 資格外活動（アルバイト等）内容の報告

アルバイトの勤務先情報や1週間あたりの総労働時間などをWeb申請（P.4参照）より報告してください。

アルバイトを始める、または、アルバイトの内容等が変更になる場合は、その都度Web申請（P.4参照）より報告が必要です。

Web申請URL：https://dia.jm.kansai-u.ac.jp/rgstr/

※ITセンターから発行される、利用者ID・パスワードが必要です。

※国際部ホームページからもアクセスできます。

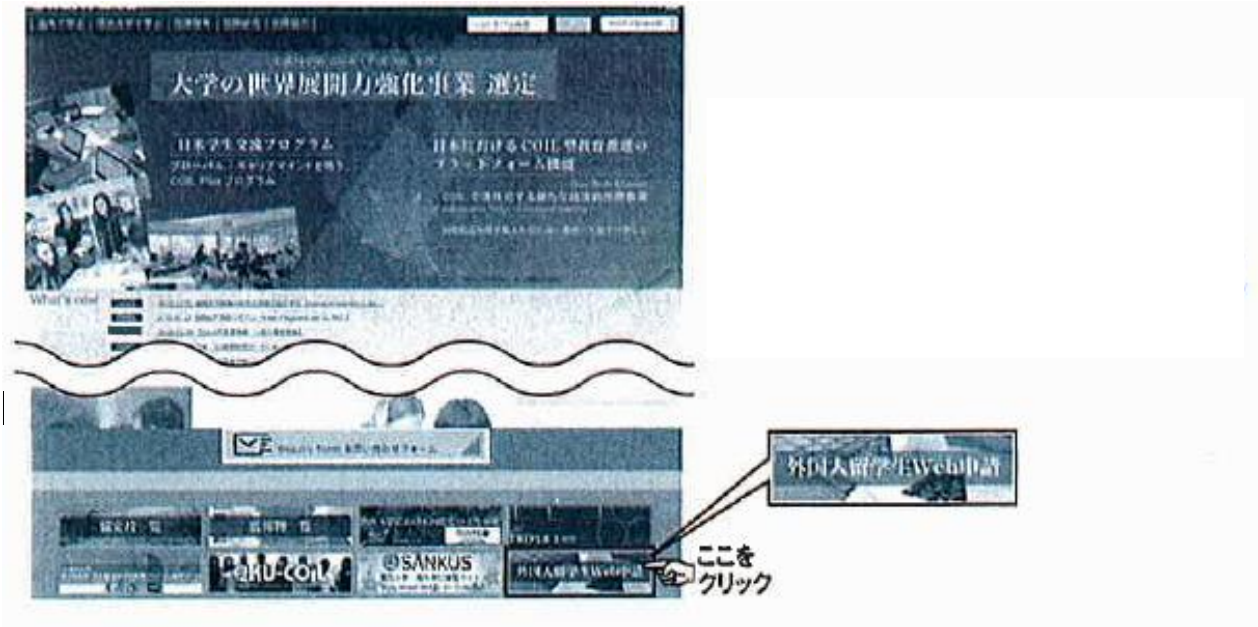

住居地に関する届出

入国時

外国人は、日本に入国した後90日以内に住居地を定め、住居地を定めた日から14日以内に、その市区町村の役所に、住居地を届け出なければなりません（３ヶ月以下の在留期間が決定された方や、「短期滞在」の在留資格の方は除きます）。

・必要書類　転入届（役所に備え付け）
在留カードまたは後日在留カードを交付する旨の記載を受けた旅券（パスポート）

転出時（卒業等で帰国する場合を含む）

居住地の市区町村の役所で、転出届を提出してください。日本国内の他の市区町村へ転居する場合は、同時に転出証明書を取得することをおすすめします。

転居時

転居により住居地が変わる場合にも、転居後14日以内に、転居先の市区町村の役所に新しい住居地を届け出なければなりません。同一市区町村内での転居の場合と、異なる市区町村への転居の場合では、手続きが異なり、必要な書類は以下のとおりです。

(1) 同一市区町村内での転居の場合

必要書類・転居届（役所に備え付け）
・在留カード

(2) 異なる市区町村への転居の場合

必要書類・転入届（転居先の市区町村の役所に備え付け）
・転出証明書
・在留カード

国民健康保険

国民健康保険とは、日本で生活中に万が一、病気やけがをした時に、医療費の一部（一部負担金）を支払うことで診療を受けられる制度です。３ヶ月を超える在留資格がある外国人は、国民健康保険に加入することが義務付けられています。加入手続きを行うと、「国民健康保険資格確認書」（以下、「資格確認書」）が交付されます。医療機関の窓口で資格確認書を提示すると、原則として医療総額の30%の自己負担で診療を受けることができます。在留カードと同様に、資格確認書も常に携帯してください。

加入手続

国民健康保険への加入は、住居地の市区町村の役所で手続きしてください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。

・在留カード（住居地を届出済みのもの）
・旅券（パスポート）
※他の書類の提出を求められる場合があります。

保険料

保険料は必ず支払わなければいけません。
自宅に届いた納付書を持って、郵便局・銀行・コンビニエンスストアで支払いを済ませてください。保険料は日本における前年の所得金額により決定します。
詳しくは住居地の市区町村の役所に問い合わせてください。

転居時の手続

(1) 転居先が同一市区町村内の場合

住居地の市区町村の役所にて住居地変更の届出後に、新しい資格確認書が届きます。
資格確認書が届き次第、古い保険証を役所へ返却してください。

(2) 転居先が異なる市区町村の場合

転居届を提出する役所の保険担当窓口で転出予定日を伝えると資格確認書の表面に有 効期限のスタンプが捺印されます。その後、転居先に新しい資格確認書が届きますの で、資格確認書が届き次第、古い資格確認書を転居後の住居地の市区町村の役所へ返却してください。

脱退手続

卒業や就職等により帰国する場合は、住居地の市区町村の役所で脱退手続をしてください。手続時に資格確認書の有効期限が出国日までに訂正されるので、出国日まで使えます。（一部の市区町村では保険証の返却を求められる場合があります。）
また、保険料の過不足を清算してください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。

・在留カード
・旅券（パスポート）
・資格確認書

※他の書類の提出を求められる場合があります。

国民年金

国民年金は、日本国内に住民登録している20歳以上60歳未満のすべての人が加入するもので、将来年金を受け取ることができます。住居地の届け出を行った時点で強制加入となります。国民年金に加入することで、日本にいる間に病気・事故にあい、一定の障がいが残ったときに障がい年金を受け取ることができます。国民年金に加入すると、原則保険料の支払いが必要ですが、手続きを行うことにより、保険料の支払いを免除することができます。国民年金の加入手続き及び保険料免除・納付猶予手続きは後日大学から案内します。

マイナンバー制度

マイナンバーとは

マイナンバーは、日本に住民票のある人全員が持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で使われます。マイナンバー制度は、行政の透明性を高め、便利で、公平・公正な社会を実現するために導入された社会基盤制度です。
外国人であっても、住民票のある中長期在留者、特別永住者等にはマイナンバーが通知されます。

マイナンバーの通知

マイナンバーは、住民登録の後、しばらくして住民票の住所に簡易書留で「個人番号通知書」が郵送されます。住民登録すれば、マイナンバーは決まりますので、その他の特別な手続きは不要です。「個人番号通知書」に有効期限はなく、再発行されないため、捨てないで大切に保管してください。なお、令和2年（2020年）5月24日以前にマイナンバーを付帯された方については、既に「通知カード」が送付されています。
「個人番号通知書」及び「通知カード」は、マイナンバー、氏名、生年月日等が記載された紙の通知書及びカードで、写真がないので本人の証明書としては使用できません。
※「通知カード」は、令和2年（2020年）5月25日に廃止されました。

個人番号カード（マイナンバーカード）とは

個人番号カードは、申請すれば交付される顔写真のついたプラスチックのカードです（個人番号カードの取得は任意です）。

身分証明書としても使用できるほか、搭載されているICチップを利用した行政サービス（市区町村により異なる）に使用することができます。
ただし、個人番号カードを取得しても、在留カードは引き続き携帯する必要があります。

マイナンバーの利用場面

学生の場合、以下のような場面でマイナンバーの提示が必要となる可能性があります。

(1) 引越しをするとき
(2) アルバイトをするとき
(3) 銀行や郵便局を利用するとき
(4) 国民健康保険に関する手続きをするとき（マイナ保険証の申請・利用等）
(5) 税金の手続きをするとき

その他にも、マイナンバーが必要になる場合がありますので、「通知カード」や「個人番号カード」は大切に保管してください。「個人番号通知書」は、「マイナンバーを証明する書類」や「本人確認書類」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、「マイナンバーカード」を提示するか、マイナンバー入りの「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」が必要となります。

マイナンバーの取り扱いに関する注意点

(1)「通知カード」や「個人番号カード」の記載事項（住所など）が変わった場合、市区町村の役所に届け出てください。（個人番号通知書は届出の必要はありません。）
(2) マイナンバーは非常に重要な個人情報です。他人に漏えいすると、不正に使用される場合があります。不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。
(3) 他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象になりますので、例え友達であっても、マイナンバーを教えたり、聞いたりしないようにしてください。

帰国する際の取り扱い

日本での住民登録がなくなる場合には、市区町村の役所に「通知カード」や「個人番号カード」を返納する必要があります。（個人番号通知書は返納の必要はありません。）カードの裏面に返納をした旨の記載がされた後、カードは手元に戻りますが、帰国後にもマイナンバーを確認する場面（税金関係など）が発生する可能性があるため、大切に保管してください。

マイナンバーに関する問合せ

●マイナンバー制度に関すること

0120-0178-26（フリーダイヤル）

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

・平　日　9：30～20：00

・土日祝　9：30～17：30（年末年始を除く）

●マイナンバーカード・個人番号通知書・通知カードに関すること

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止

0120-0178-27（フリーダイヤル）

対応言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語（8：00～20：00）

タイ語、ネパール語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語（9：00～18：00）

※マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受付

※日本語フリーダイヤル　0120-95-0178

●マイナンバーに関する情報はこちらから

デジタル庁　　HP：**https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/**

J－LIS　　HP：**https://www.kojinbango-card.go.jp**

個人番号通知書

通知カード

（表面）

（裏面）

個人番号カード（マイナンバーカード）

（表面）

（裏面）

各キャンパスの最寄の市役所

【千里山キャンパス】

吹田市役所　本庁舎

住　所：吹田市泉町１丁目3-40
電　話：06-6384-1231（代表）
時　間：9：00～17：30
最寄駅：阪急吹田駅
※正午から午後0時45分までは休憩時間ですが、昼休み窓口業務を行っている室課があります。詳しくは各担当へ問い合わせてください。
休　日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
※一部の窓口で土曜日、日曜日も業務を実施しています。取扱業務が限定されていますので、詳しくは、直接担当課へ問い合わせてください。

千里出張所

住　所：吹田市津雲台１丁目2-1　千里ニュータウンプラザ1階
電　話：06-6871-0227
時　間：9：00～17：30
最寄駅：阪急南千里駅
休　日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

【吹田みらいキャンパス】

山田出張所

住　所：吹田市山田西2丁目5番1号
電　話：06-6877-0813
時　間：9：00～17：30
最寄駅：阪急バス新小川停留所
休　日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

在留手続

資格外活動許可

「留学」の在留資格は、学習や研究活動を行うことを目的として取得するものであり、原則として、アルバイト等の報酬を受ける活動や、収入を伴う事業を運営する就労活動を行うことができません。ただし、事前に資格外活動許可を取得すれば、これらの活動を行うことができます。

資格外活動許可を受けずにアルバイト等を行った場合や、許可の範囲を超えてアルバイト等を行った場合は法律違反となり、在留期間の更新ができなくなったり、退去強制処分を受けるおそれがあります。

資格外活動許可申請は随時可能ですが、アルバイト等を行う前に許可を受ける必要があります。

※ティーチングアシスタント（TA)等、関西大学との契約に基づいて、報酬を受けて行う教育または研究を補助する一部の活動については、資格外活動の許可が不要な場合があります。詳しくは、国際部へ問い合わせてください。

(1) 必要書類

①資格外活動許可申請書

※出入国在留管理局で入手するか法務省のホームページからダウンロードできます。

②旅券（パスポート）

③在留カード

(2) 審査期間について

審査期間は、2週間から２ヶ月とされています。アルバイト等をする予定のある方は、早めに申請してください。

(3) 結果について

申請時に指定された期間内に、旅券（パスポート）および在留カードを、申請した出入国在留管理局、支局、出張所へ持参してください。手数料は不要です。

(4) 注意点

●資格外活動許可を取得しても、アルバイトを行うことができるのは、１週間に 28 時間までです。ただし、本学が学則で定める休業期間中は、1日8時間以内（週40時間以内）のアルバイトを行うことができます。
休業期間は学年暦を確認してください。

●週28時間以内の労働時間は、週のどの曜日から起算しても超過することのないようにしなければなりません。

●資格外活動許可では行うことができないアルバイトがあります。例えば風俗営業や風俗関連営業を行っている店で行うアルバイトです。場所自体が留学生にふさわしくない観点から、このような店での掃除や皿洗いの仕事も認められません。

再入国に関する手続

みなし再入国の許可（国外での滞在期間が１年以内の場合）

日本を一時的に出国する（１年以内）場合には、必ずみなし再入国許可を取得してください。みなし再入国許可は、出国の際に空港の出国審査場で、『再入国出国記録（再入国EDカード）』の「一時的な出国であり、再入国する予定です」の欄にチェックを入れ、審査官に提示することで取得できます。

みなし再入国許可を受けずに出国すると、在留資格を失い、日本に再入国することができなくなります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から１年間ですので、１年以内に日本に帰国しなければ、再入国することができなくなります。また、出国の日から１年以内に在留期間の満了日が到来する場合には、みなし再入国許可の有効期間は、在留期間の満了日までになります。

(1) 必要書類　①再入国EDカード
　　②在留カード
　　③旅券（パスポート）
(2) 手数料　　不要

出入国在留管理局へのアクセス

在留資格に関する手続きは、住居地を管轄する出入国在留管理局、支局または出張所で行うことができます。

大阪出入国在留管理局

管轄地域	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
住　　所	〒559−0034　大阪府大阪市住之江区南港北一丁目29−53 ※大阪市営地下鉄　中央線「コスモスクエア駅」徒歩1分
電　　話	0570-064-259
受付時間	9:00～16:00（土、日曜日・祝日を除く）

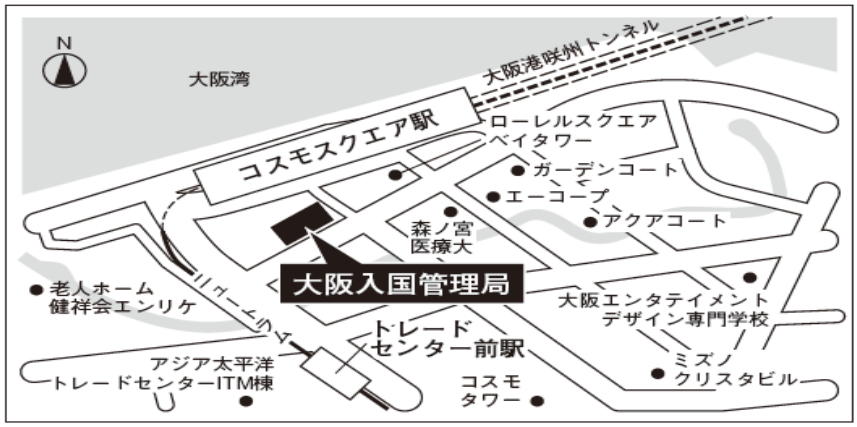

在留資格に関するＱ＆Ａ

●アルバイトについて

Ｑ：資格外活動許可を取得するための条件はありますか。

Ａ：資格外活動許可を取得するには、以下の条件を満たす必要があります。

①アルバイトが勉学の障害にならないこと。

②学費その他の所要経費を補う目的で取得するためのものであり、貯金や仕送りを目的にするものではないこと。

③風俗営業または風俗関連営業を営む場所以外での勤務であること。
④1週間に28時間以内（学則で定める休業期間中は1日8時間以内）であること。
⑤本学に在学している期間に行うものであること。

Q：資格外活動許可を取得せずにアルバイトを行った場合には、どうなりますか。

A：処罰されたり、退去強制処分を受けることがあります。アルバイトをする際には、必ず事前に資格外活動許可を取得してください。

●家族の呼び寄せについて

Q：家族を長期休暇に日本へ呼びたいと考えています。どうすれば良いですか。

A：短期滞在査証免除国の方でない場合には、短期間の滞在でも在外公館で短期滞在の査証申請が必要になります。この場合、査証申請に必要な書類を日本で作成し、本国のご家族に送付する必要があります。 詳細については、外務省ホームページ（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/）をご覧ください。

●その他

Q：留学期間が終わったため、本国へ帰国します。在留カードはどうすれば良いですか。

A：留学期間が終了し、本国へ帰国する場合は、空港での出国審査時に在留カードを返却してください。カード返却の際には、在留カードにパンチで穴をあけられ、無効になった在留カードが本人に返却されます。

学生生活

学生生活の基礎知識

各種証明書の発行

●発行窓口

証明書の種類	手続窓口
在学（在籍）証明書	交換受入留学生ホームページ
成績証明書	
修了証明書	
奨学金受給証明書	
学生証（再発行の場合）	国際部

学生証・在籍確認票

学生証・在籍確認票は、本学の学生であることを証明するとともに、近郊主要交通機関に対する通学証明書の役割も果たしています。また、図書館等の施設の利用に際しても必要となります。したがって、学生生活を送るうえで重要なものですから、大切に取り扱ってください。

学生証・在籍確認票はセットで常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。

1　定期試験・「到達度の確認（筆記による学力確認）」を受験する場合
2　本学教職員の請求があった場合（夜間に警備員から請求があった場合を含む）
3　各種証明書の交付を受ける場合
4　通学定期券を購入の際、およびそれを利用して乗車し係員から請求があった場合

※学生証・在籍確認票は他人に貸与したり、譲渡することはできません。

【紛失・汚損したとき】

学生証・在籍確認表を紛失したり汚損した場合には、直ちに以下のリンクから、国際部へ再発行の依頼をしてください。

https://www.kansai-u.ac.jp/Kokusai/current/form/index.php

通学定期券の購入

通学定期券を購入するときは、定期券販売所に備え付けてある申込用紙に必要事項を記入し、「学生証」と「在籍確認表（兼通学定期発行控）」（通学証明書に相当）を提示して購入してください。

※年度内において継続購入する場合は、自動券売機等で購入することが出来る場合があります。

●購入にあたっての注意事項

（ア）通学区間以外は通学定期券を購入することはできません。
「通学区間」とは、現住所と大学の最短区間のことです。通学区間を変更する場合は、国際部の窓口に届け出てください。

（イ）クラブ活動やアルバイト等の目的では通学定期券を購入することはできません。

（ウ）大学に虚偽の届出を行って通学定期券を不正購入することや、通学定期券を他人に譲り渡す等の不正使用は絶対に行わないでください。

授業時間

時限	授業時間帯	時限	授業時間帯
1時限	9:00 ～ 10:30	5時限	16:20 ～ 17:50
2時限	10:40 ～ 12:10	6時限	18:00 ～ 19:30
3時限	13:00 ～ 14:30	7時限	19:40 ～ 21:10
4時限	14:40 ～ 16:10		

●休業・休講

大学行事をはじめ、夏季休業や冬季休業などの予定については、当該年の年間行事予定表（学年暦）が毎年作成され、これを「インフォメーションシステム」や関西大学公式ウェブサイト（https://www.kansai-u.ac.jp）に掲載していますので、必ず参照してください。また、担当教員の都合による休講については、「インフォメーションシステム」を通じて連絡します。

自然災害発生時の休講等の取り扱いについて

自然災害が発生した際の休講等（授業（遠隔授業を含む。以下同じ。）の休講、キャンパス内の入構禁止措置、授業時間の短縮および定期試験の延期措置を含む）の取り扱いについては、以下のとおりとします。

なお、授業時間中に自然災害が発生した際は、授業を中止し、授業時間を短縮します。

※「自然災害」とは、各キャンパスの所在地域に深刻な被害を生じさせる地震、津波、暴風、豪雨、洪水、大雪等に起因する災害をいいます。

1. 休講等の基準は、次のとおりとします。
   (1) 地震・津波等
      ア 大阪都市圏に震度５強以上の地震が発生し、大きな被害が発生することが懸念されるとき。
      イ 大阪都市圏に大津波警報が発表され、津波による被害の発生が懸念されるとき。
      ウ その他地震・津波等によりキャンパス内の施設等に授業の継続が困難な被害が発生したとき。
   (2) 大雨・暴風等
      ア 大阪府に大雨、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。
      イ 大阪府内の市町村のいずれかに暴風警報が発表されたとき。

ウ　気象庁の予報等により、翌日の未明から夕刻までに大阪府に大規模な台風や豪雨などの来襲が予測されるとき。

(3)　その他

ア　自然災害により別表１に定める各キャンパスにおけるいずれかの鉄道路線（区間）等について、鉄道会社が自然災害による運行停止又は計画運休の実施を公表したとき。

イ　大阪市長、吹田市長、高槻市長又は堺市長のいずれかが、各キャンパス所在地を含む地域の居住者に対して避難を勧告又は指示したとき。

2. 休講等の取り扱いは、次のとおりとします。
警報等の発令及び鉄道路線（区間）等の運行停止又は計画運休に係る必要な措置は、次の表のとおりとします。

警報等の発令及び交通機関の運行状況	措置
６時までに解除・運行再開	平常どおり
10時までに解除・運行再開	第３時限から授業
13時までに解除・運行再開	第６時限から授業
13時を過ぎて解除・運行再開	休　講

・該当交通機関での事故等による一時的な運転の見合わせの際は、休講等としません。
・梅田キャンパスについては、特別な状況に応じて休講等を行うことがあります。

3. 休講等の周知については、次のとおりとします。
休講等の周知及び授業再開の周知は、関西大学公式ウェブサイトやインフォメーションシステム等を通じて速やかに行うものとします。また、次のいずれかに該当する場合は、前日のうちに休講等を周知します。

(1)　気象庁の予報等によって、大阪府に翌日の未明から夕刻までに、大規模な台風や豪雨などの来襲が予測される場合、前日の22時までを目途に周知します。

(2)　鉄道会社が別表１に定める鉄道路線（区間）について翌日以降の計画運休の実施を公表した場合、前日の22時までを目途に周知します。

4. 上記にかかわらず、授業の休講等の取り扱いは別途関西大学公式ウェブサイトやインフォメーションシステム等でお知らせします。

5. 自然災害による休講等の措置が行われない場合において、通学経路上の公共交通機関の運休等や居住地で自然災害が発生したために授業に出席できないときは、

当該交通機関発行の証明書を添え、又は特別警報等が発表されたことを欠席届発行窓口に申し出ることで「欠席届」の発行手続きが可能です。

千里山キャンパス ※南千里国際プラザを含む	・JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目～北千里駅）、京都線（十三駅～京都河原町駅） 神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
高槻キャンパス	・高槻市営バス（JR高槻駅北～関西大学、JR富田駅～関西大学） ・JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
高槻ミューズキャンパス	・JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急京都線（十三駅～京都河原町駅）、神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅）
堺キャンパス	・南海高野線（なんば駅～堺東駅） ・大阪メトロ堺筋線（天神橋筋六丁目駅～天下茶屋駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目駅～関大前駅）
梅田キャンパス	・JR東海道本線（京都駅～神戸駅） ・阪急千里線（天神橋筋六丁目～北千里駅）、京都線（十三駅～京都河原町駅） 神戸線（大阪梅田駅～神戸三宮駅） ・大阪メトロ堺筋線（天神橋筋六丁目駅～天下茶屋駅） ・大阪メトロ御堂筋線（新大阪駅～天王寺駅）

遺失物・拾得物の取り扱い

学内で物を紛失したり、拾得した場合には、速やかに最寄りの「取扱窓口」にて手続きを行ってください。

●取扱窓口

千里山キャンパス	吹田みらいキャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
授業支援ステーション 総合図書館 中央体育館事務室 学生生活支援グループ スポーツ振興グループ ITセンター キャリアセンター	吹田みらいキャンパス事務室	高槻キャンパスオフィス	ミューズオフィス	堺キャンパス事務室

※遺失物を引き取る際には、学生証または本人確認書類を持参してください。

※拾得物は、各窓口に届けられた日から3ケ月間保管します。

●遺失物

取扱窓口に「遺失物届」を届け出てください。この届の有効期限は届出日から3ヶ月間です。

○学生証を紛失した場合

⇒国際部にて再発行の手続きを行ってください。

○キャッシュカード・クレジットカード等を紛失した場合

⇒銀行やクレジットカード会社等に連絡して、利用停止等の手続きを行ってください。

●拾得物

学内で拾得した物品、金銭等については、取扱窓口まで届け出てください。

なお、拾得物の保管期間は遺失物法により3ヶ月間となっています。保管期間が経過した物については、廃棄処分としますのでご注意ください。

●落し物コーナー

千里山キャンパスにおいては、拾得物は届けられた窓口において２週間保管され、その間に落とし主からの申し出がない場合には、「落し物コーナー」に拾得物を集約します。遺失物を探す場合には、一度、訪ねてみてください。ただし、氏名や、学籍番号が明記されている拾得物については、該当者に大学から連絡します。

〔窓口取扱時間〕月・火・木・金　13：00～19：00

水　13：00～18：00　土　13：00～17：00

（上記時間帯以外でお問い合わせは、学生生活支援グループまでお尋ねください。）

●忘れ物や盗難に注意

学内で盗難が発生しています。現金や貴重品は必ず身につけるようにしてください。

・図書館、体育館、食堂・トイレ、自習室等で、カバン等は絶対に放置しないでください。
・課外活動の部室、会議室、更衣ロッカー等を利用する際はしっかりと施錠を行い、貴重品等の取扱は十分に注意してください。
・自転車は２個以上の鍵をつけるか、U字錠や太いワイヤー錠をかけて被害防止対策を行ってください。

●盗難届

本学の構内で盗難にあった場合は、各キャンパスの取扱窓口へ届け出てください。

●紛失・盗難にあったときの各種再発行手続きについて

○学生証の汚損・紛失・盗難

直ちに国際部にて再発行の手続きを行ってください。

○キャッシュカード・クレジットカード等の紛失・盗難

銀行やクレジットカード会社等に連絡して、利用停止・再発行等の手続きを行ってください。

○パスポートや在留カードの紛失・盗難

警察で「盗難届」または「遺失届」を提出し、証明書を発行してもらいます。その後、パスポートについては各国の大使館や領事館に証明書を持参して再発行の手続きを行います。在留カードについては失ったことに気づいた日から14日以内に、出入国在留管理局に証明書とパスポート、顔写真を持参して再発行の手続きを行います。

在留カードを再発行してもらった場合は、速やかにWebにて国際部への在留報告を行ってください（4ページ参照）。

○国民健康保険被保険者証の紛失・盗難

警察で「盗難届」または「遺失届」を提出し、証明書を発行してもらいます。その後、市区町村の役所にて再発行の申請を行ってください。証明書、マイナンバーが確認できるもの、在留カード等の身元が確認できるもの、印鑑が必要です。

キャンパスへの通学

●自動車・バイク・原動機付自転車（電動キックボード含む）通学の全面禁止

関西大学では、自動車・バイク・原動機付自転車（電動キックボード含む）による通学を禁止しています。

●自転車は指定駐輪場へ

学内の教育環境の維持・整備を目的に、各キャンパス内に自転車専用の駐輪場を設置しています。自転車で通学する場合は、必ず指定駐輪場を利用してください。

●自転車の購入

自転車を購入したときには、防犯登録をしなければなりません。また、大阪府自転車条例により、大阪府において自転車に乗るときには、自転車損害賠償保険に加入することが義務となっています。自転車による事故では、自分が怪我をするだけでなく、他人に怪我を負わせ、多額の損害賠償を求められる可能性もあります。必ず保険に加入するようにしてください（24-25ページ参照）。

●自転車の盗難

最近、学内で自転車の盗難が多発しています。盗難を防止するために、指定駐輪場では必ず鍵をかけてください。自転車を盗まれたときは、近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車が見つかると警察から連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

自転車を盗んだ場合は、「窃盗（10年以下の懲役）」「遺失物等横領（１年以下の懲役または10万円以下の罰金）」の罰が科せられます。自転車が捨ててあっても、誰かが盗んで放置したものかもしれません。盗難届が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾わないようにしましょう。

●大学周辺での不法・迷惑駐輪

大学周辺での不法・迷惑駐輪があとを絶たず、連日多くの苦情が寄せられています。不法・迷惑駐輪の自転車やバイクは通行の妨げや事故の原因となり大変危険です。みなさんが不快な思いをしたり、事故なく生活できるよう、不法・迷惑駐輪は絶対にしないでください。

健康管理

保健管理センター

千里山キャンパスの保健管理センターでは、学生および教職員の健康の保持、増進を目指し、健康管理や健康相談、応急処置などを行っています。また、各キャンパスにも保健室が設置されています。

●業務取扱時間

キャンパス	千里山キャンパス	吹田みらいキャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺 キャンパス
窓口	保健管理センター 関西大学第一診療所	吹田みらいキャンパス保健室	高槻キャンパス保健室	ミューズ保健センター	堺 キャンパス保健室
開室時間	【保健管理センター】 月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 【関西大学第一診療所】 月～金 9:30～12:00 土 13:30～15:30	月～金 9:00～17:00			
場所	新関西大学会館北棟 4階	サウスウイング2階	K棟北 1階	西館 9階	A棟 1階
連絡先	06-6368-1175	06-6155-5348	072-690-2170	072-684-4120	072-229-5090

＊春季休業・夏季休業および冬季休業を含め、開室日・開室時間は変更になる場合があります。

●応急処置

急病やケガの応急処置を行っています。

●診療

関西大学第一診療所（千里山キャンパス）に限り、風邪をひいた、胃腸の調子が悪いなどの日常おこりうる病気に対する診療を行っています。なお、第一診療所は保険医療機関として保険診療を行っていますので、受診の際には健康保険証を提示のうえ受診してください。

多言語対応の病院情報

英語や他言語で対応が可能な病院や歯科医院を検索する場合は、以下のサイトを活用してください。

おおさかメディカルネット for Foreigners https://www.mfis.pref.osaka.jp/omfo/

多言語医療問診システム

日本語で体の症状を伝えるのが不安な方は、病院に行く前に、インターネットから簡単に多言語問診を行うことができます。問診結果を印刷して病院へ持って行くことをおすすめします。

多言語医療問診票 http://www.kifjp.org/medical/

学生教育研究災害傷害保険

本学では、教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し、傷害を受けた場合に、保険金の給付が受けられるよう、全学生を対象として、大学負担において一括して加入しています（病気は対象になりません）。

教育研究活動中とは？

正課中	講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間。指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間。
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
課外活動中	大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体･サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間。
上記以外で大学施設内にいる間	大学が教育活動のために所有、使用、または管理している学校施設内にいる間。主に休憩中。

取扱窓口（保険金請求書取扱窓口）

事故発生状況 ＼ キャンパス	正課中（授業中等） 学校行事中（入学式・卒業式等） キャンパス内での休憩中	課外活動中（体育会以外の大学届出団体等） 学校行事中（学園祭等）	課外活動中（体育会）
千里山キャンパス	教務センター（庶務窓口）	学生生活支援グループ	スポーツ振興グループ
吹田みらいキャンパス	吹田みらいキャンパス事務室		
高槻キャンパス	高槻キャンパスオフィス		
高槻ミューズキャンパス	ミューズオフィス		
堺キャンパス	堺キャンパス事務室		

※上表の活動範囲以外での事故については、別途取扱窓口まで相談してください。

保険の内容

適用 / 種類	正課中・学校行事中	キャンパス内での休憩中・課外活動中
死亡保険金	1,200万円	600万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 72万円～1,800万円	後遺障害の程度に応じて 36万円～900万円
医療保険金	治療日数１日以上でその日数に応じて 3,000円～30万円	・治療日数4日以上でその日数に応じて 6,000円～30万円 ・治療日数14日以上でその日数に応じて 3万円～30万円（課外活動中）
	（入院加算金）入院１日につき4,000円　＊180日を限度とします。	

事故が起きたときの手続き（事故が起こったら、次の順に手続きをしてください。）

1　速やかに各キャンパスの取扱窓口へ連絡してください。
2　「事故報告書」を受け取り、必要事項を記入して事故確認者からの確認を受けた後、各キャンパスの取扱窓口へ提出してください。（事故発生後20日以内）
3　治癒したら、各キャンパスの取扱窓口で「保険金請求書」等の書類を受け取ってください。
4　「保険金請求書」に必要事項を記入のうえ、各キャンパスの取扱窓口へ提出してください。

※保険金は原則として、被保険者（本人）が指定した銀行口座に振り込まれます。

その他の保険（任意加入）

●インバウンド留学生向け付帯学総（外国人留学生のみ加入できる制度です）
…関大パンセ（電話：06-6368-0011）

自転車保険の加入義務づけについて

大阪府では「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車を利用する者は自転車保険（自転車事故による相手方を補償する「個人賠償責任保険」）への加入が義務付けられています。

関西大学への通学や課外活動を含め、大阪府下で自転車を利用する皆さんは、自転車保険に加入する必要があります。自転車保険に加入しているかを確認し、未加入の場合はすみやかに手続きを行ってください。

相談窓口

ここ数年、不安や悩みを抱える大学生が増加し、キャンパス内にある相談室に訪れる学生も増加しています。

本学ではさまざまな問題について、皆さんが相談できる環境を整備しています。相談内容に応じて、次のような窓口を設けていますので、ひとりで悩まずに相談窓口を気軽に訪ねてみてください。いずれの相談においても個人の秘密は守られます。

※　夏季休業・冬季休業及び春季休業を含め、開室日・開室時間は変更になる場合があります。

※　休業日は大学の休業日に準じます。

●健康に関する悩み

健康に関する情報を知りたいとき、病気やケガをしたとき、健康診断に関する問い合わせなど。

キャンパス	千里山キャンパス	吹田みらいキャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺 キャンパス
窓　口	保健管理センター	吹田みらいキャンパス保健室	高槻キャンパス保健室	ミューズ保健センター	堺 キャンパス保健室
電話番号	06-6368-1175	06-6155-5348	072-690-2170	072-684-4120	072-229-5090
開室時間	月～金　9：00～19：00 土　　9：00～17：00	月～金 9：00～17：00			

●心理的な悩み

国際部では、外国人留学生を対象とした心理カウンセリングを実施しています。母国を離れて生活する上で経験するいろいろな悩みやストレス、精神的・心理的な不調がある人は、専門のカウンセラーに相談が可能です。カウンセリングは日本語または英語での相談が可能で、料金は無料です。

予約方法・日時等の詳細はインフォメーションシステム「お知らせ」に掲出します。

その他

飲酒・喫煙・自転車の運転について

日本では、20歳未満の方の飲酒や喫煙は法律で禁止されています。市町村によっては、路上喫煙を禁止している区域があり、この区域内でタバコを吸うと罰せられます。また、飲酒後の自動車、バイク、自転車の運転は、法律違反となり厳しく罰せられます。
特に、自転車の運転については、令和6年（2024年）11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化され、また、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象とされました。上記のような危険行為によって事故の相手方を死亡させてしまうこともあります。今一度、ルールを確認し、安全に自転車等を利用しましょう。

キャンパスの禁煙・分煙について

キャンパス内は「指定喫煙所」以外、禁煙です。

快適なキャンパスづくりをめざし、キャンパス内及びキャンパス周辺では、喫煙ルールを守りましょう。
＊建物内、歩行中の喫煙、タバコの吸殻のポイ捨ては厳禁です。

薬物乱用について

日本での学生生活を送るにあたり、コカイン、マリファナ、覚せい剤、危険ドラッグなどの薬物には十分注意してください。これらの薬物の所持、使用、密輸入、製造等は、懲役等の刑罰を伴う重大な犯罪行為です。母国など海外において法的に許されている薬物であっても、日本では持ち込み、所持、使用等が法律で禁止されているものもあります。海外で購入したり、譲り受けたりした薬物を日本に持ち込むことも許されません。
薬物は一度でも使用すると、あなた自身の人生を壊し、友人・家族を壊し、二度と取り戻すことができなくなってしまいます。大阪府においては、みなさんと同年代の若者を中心に薬物が流行し、薬物汚染が深刻な社会問題となっています。心ない人の誘惑に負けて犯罪者となってしまうことのないように注意してください。

⚠ 緊急時の対応

交通事故発生時の対処

自動車やバイク、自転車などを利用するときには、交通規則を守ってください。留学生の皆さんも交通事故の被害者、加害者になる可能性があります。万が一交通事故に遭ってしまった時は最後まできちんと対処をしてください。

交通事故発生時の対処方法

(1) 双方の連絡先を確認

加害者と被害者間で氏名、住所、連絡先、(車のナンバー) 等を聞き、控えてください。

※目撃者がいれば、協力を依頼し、氏名、住所、連絡先を聞き、控えてください。

(2) 警察へ連絡

電話通報（局番なし：110番）で警察へ連絡してください。警察官が来て事故の現場検証を行います。警察によって作成された調書は、事故の発生を証明し、どちらに責任があるのかを判断するうえで重要な資料となります。

(3) 救急車を呼ぶ

負傷者が出た場合には、電話通報（局番なし：119番）で救急車をすぐに手配してください。その時に大きなケガではないと思っていても、時間が経つと痛みが激しくなり、後遺症が残ることがあります。被害に遭った方は外傷が無くても病院へ行き、診断と治療を受けてください。

※救護活動を行うことは加害者の義務です。

(4) 交通事故証明書の交付

警察署へ届け出たあとに、「交通事故証明書」の交付を受けてください。交通事故に遭ったことを証明できます。自動車安全運転センター（https://www.jsdc.or.jp）、保険会社（共済組合）などで、交付申請が可能です。

(5) 保険会社への連絡

事故処理をスムーズに進めるためにも、加入している保険会社がある場合、できるだけ早く連絡し、事故の状況を詳しく説明してください。

損害賠償の交渉について

治療などの応急処置が終わると、後日、被害者と加害者の間で、治療費や損害賠償などについて交渉します。どちらの立場でもこの交渉はかなり複雑なため、交通事故無料相談窓口（http://www.n-tacc.or.jp)へ相談することをおすすめします。

地震・火災の際の行動

地震発生時

(1) 揺れがおさまるまで、まずは自分の身を守る！

・ロッカーや自販機等、転倒する恐れのある物や危険な物（ガラス等）から離れ、机等の下に身を隠し、机の脚を抑え、特に頭を守る。

＊机等の下に入れない場合は、机等の高さより低くなるようにしゃがみ、頭を保護。

＊近くに机等の身を隠す物が無い場合は鞄等で頭を保護し、落下物の危険性の少ない場所で揺れがおさまるのを待つ。

・揺れがおさまるまで外に出ない。決して慌てて外に飛び出さない。

＊本学学内においては、建物の倒壊の恐れや火災の発生がない場合は、建物内にとどまることを基本とする。

・コンセントやガスの元栓等、火の始末はすみやかに。

・ガラス飛散からの防御のため、余裕があればカーテンを閉める。

・エレベーターの中にいる場合は、揺れがおさまるまで待機する。

＊地震発生時にエレベーターが緊急停止しても、しばらくすると補助動力で最寄り階にてドアが開くので落ち着いて脱出すること。万が一動かない場合は、非常ボタンやインターホンで救助を求めてください。

(2) 揺れがおさまったのを確認し、冷静に行動し避難する

・ドアや窓を開けて避難（脱出）口の確保。

・教職員や非常放送の指示に従い、余震に注意しながら、冷静に行動する。

＊パニックになると、思わぬ二次被害を生むことにもなる。「おさない、走らない、しゃべらない、もどらない」を心がけ、落ち着いて行動すること。

・もし出火した場合は落ち着いて消火する。ただし、消火が困難な場合は速やかに火

元から離れる。

・避難する時は、必要最低限（財布等）の物のみを身につけ、避難に支障がでる大きな荷物はその場に置いて避難する（避難場所は34～35ページを参照）。

・避難する際は階段を利用。エレベーターやエスカレーターは使用しない。

(3) 避難後は周囲の安全確認と情報収集を

・逃げ遅れた者や行方不明者がいれば、すぐに教職員に連絡する。

・「災害伝言ダイヤル」や「災害用伝言版」等を利用して家族や親戚等の安全を確認する。

・テレビやラジオ、携帯電話等にて情報を収集する。

＊X(旧Twitter)やFacebook等のSNSにおいては、稀に虚偽の情報が流されていることもあるため注意すること。デマや誤報に踊らせられないように！！

・けが人がいる場合、医師が到着するまで応急措置を行う（AED設置場所は34～35ページを参照）

・無理に帰宅せず、大学や避難場所等になるべくとどまる。

(4) 大学への安否連絡

・被害状況等に応じて、インフォメーションシステム及び安否確認シート等を通じて、大学へ自身の安否を知らせる。

屋外で地震に見舞われた場合

【グラウンドや体育館では】

・落下物に注意しながら中央へ集まり、頭部を鞄等で保護したうえでかがみこむこと。

・建物や自販機等、倒壊や転倒する恐れのある物の近くから離れること。

【海岸付近では】

・直ちに高台へ避難し、津波警報や注意報を確認すること。

・警報や注意報が解除されるまでは高台から離れず、海岸に近付かないこと。

【電車内では】

・つり革や手すりに両手でしっかりつかまること。

・途中で停まっても勝手に車外に出ず、乗務員の指示に従い、落ち着いて行動すること。

【自動車等を運転中は】

・ハンドルをしっかりと握り、少しずつ減速すること。
・道路の左側に車を停めて、停車後はエンジンを切ること。
・周囲の状況を確認し、ラジオ等で情報を収集する。
・自動車の場合、ドアロックはせず、徒歩で避難する（自動車では極力移動しない）。

火災発生時

(1) 周囲に火災が発生したことを知らせる

・小さな火事でも一人で対応せず、「火事だ」と大声で周りの人に知らせて協力を求める。
・声が出ない時はバケツなどをガンガン叩いて異変を知らせる。
・火災報知機や非常ベルがあれば鳴らす。

(2) 初期消火にあたる

・できるだけ小さな火のうちに消火にあたる。

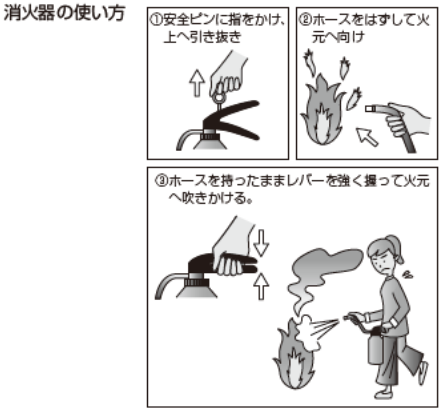

＊消火器や水がない時は…

火は「空気（酸素）」「燃えるもの」「高い温度」という3つの条件が揃った時に発火します。そのため、燃えにくいものを火の上から被せて空気を遮断したり、燃えるものを取り除くことができれば燃え上がるのを防ぐことができます。

・初期消火は3分以内です。3分以上経っても火が消えないとき、または炎が天井に達するまで火が大きくなったときは直ちに避難を開始する。

(3) 避難するときは

・服装や持ち物にこだわらず、とにかく早く逃げる。
・避難する際に怖いのは火より煙であるため、できるだけ姿勢を低くし、ハンカチやタオル等で口を覆い、煙を吸い込まないようにする。

防災情報について

災害時においては、正確な情報に基づき、冷静に行動することが重要です。　災害が迫っている時はもちろん、日ごろから、防災にかかる情報に注意しておいてください。

内閣府　災害時に便利なアプリとWEBサイト（多言語）

http://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html

気象庁　Multilingual Information on Disaster Mitigation
https://www.jma.go.jp/jma//kokusai/multi.html

観光庁監修　多言語災害情報アプリ「Safety tips」

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000111.html

大阪府　おおさか防災ネット

http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html

MEMO

キャンパスマップ

⊙千里山キャンパス

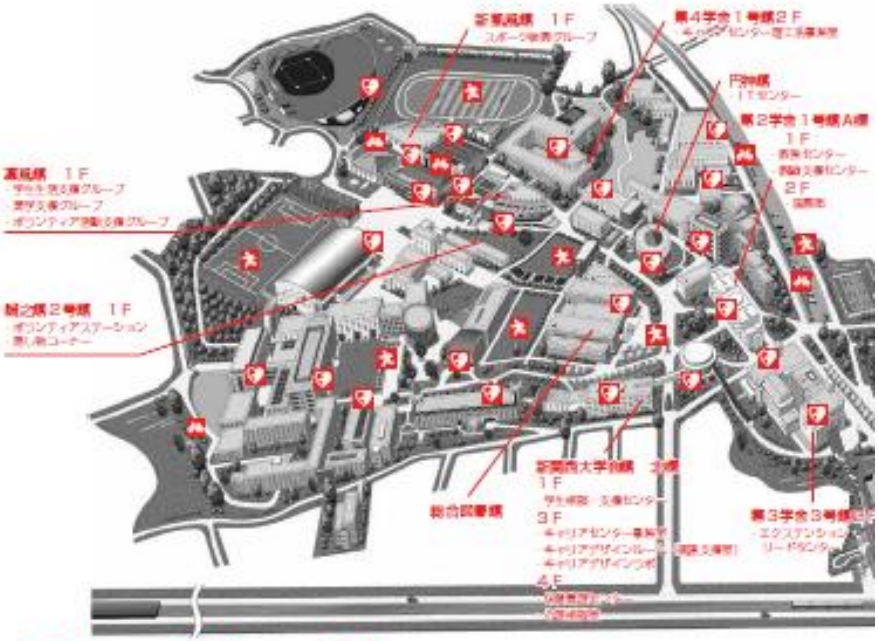

● AED 設置場所

第1学舎1号館1階	授業支援ステーション前	第4学舎3号館1階	エントランスホール内
第1学舎5号館1階	エレベーターホール内	第4学舎第1実験棟1階	入口横
第2学舎1号館1階	エントランスホール内	第4学舎第5実験棟1階	入口
第2学舎2号館1階	エントランスホール内	以文館1階	ラウンジ横
第3学舎1号館1階	購買部前	以文館3階	エントランスホール内
第3学舎3号館2階	リードセンター横	総合研究実験棟1階	エントランス内
第4学舎1号館1階	女子トイレ前	中央グラウンド	入口横
第4学舎2号館研究棟B1階	エレベーター前	記念会館1階	エレベーター横

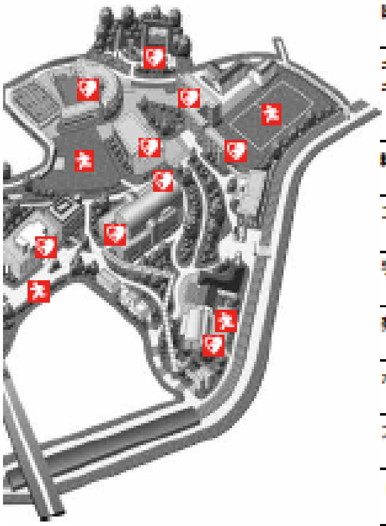

千里山キャンパス窓口一覧

教務センター
［履修・成績・学籍関係窓口］ TEL：06-6368-1148
・カリキュラム ・試験・成績 ・休学や復学などの相談及び手続 ・学生相談
［証明書関係窓口］ TEL：06-6368-1151
・学生証・在学証明書再発行 ・住所変更等

教職支援センター
［教職・資格課程関係窓口］ TEL：06-6368-0889
・教職等資格取得課程 ・証明書

学生相談・支援センター TEL：06-6368-1373
・総合相談窓口 ・障がいのある学生に対する修学支援窓口

心理相談室 TEL：06-6368-0278
・心理相談

国際部 TEL：06-6368-1174※1 ・06-6368-0178※2
・留学情報の提供・相談※1 ・外国人留学生の支援※2

キャリアセンター事務室（全学生対象） TEL：06-6368-0162
キャリアセンター理工系事務室（理工系学生対象） TEL：06-6368-0253
・進路や就職、インターンシップ、キャリアプランニングに関する相談
・求人情報、企業情報の閲覧 等

総合図書館［メインカウンター］ TEL：06-6368-0266
・図書館利用

エクステンション・リードセンター TEL：06-6368-0721
・各種資格試験対策講座 ・国家試験対策講座 ・就職関連講座 等

学生生活支援グループ TEL：06-6368-0157
・クラブ・サークル活動 ・学生相談 ・その他学生の福利厚生

奨学支援グループ TEL：06-6368-0255
・奨学金

ボランティア活動支援グループ TEL：06-6368-1229
・ボランティア活動 ・ピア・サポート活動

スポーツ振興グループ TEL：06-6368-0254
・体育会のクラブ活動

ＩＴセンター TEL：06-6368-1172
・パソコン、プリンタ、各種システムの利用・相談

保健管理センター TEL：06-6368-1175
・診療 ・健康相談

KAISERS BASEBALL FIELD	トイレ入口横	100周年記念会館１階	プール入口
千里山中央体育館１階	事務室入口横	100周年記念会館２階	ホール入口
千里山東体育館２階	アリーナ入口横	第一中学校	プール入口
凜風館１階	エレベーター前	秀麗館（体育館）	エントランス入口外
総合図書館１階	入口横	第一高等学校校舎１号館２階	図書室前
ＩＴセンター４階	受付横	第一高等学校校舎１号館西側	入口
新関西大学会館北棟４階	保健管理センター内	幼稚園	給湯室横
新関西大学会館南棟１階	インフォメーション内	初等部	入口
関西大学会館１階	受付横		